

介護ロボット導入支援事業費補助金に係る利用定員数の定めがない
介護サービス事業所における申請限度台数の取扱基準

標題補助金において、訪問系サービス等の利用定員数の定めがない事業所が申請手続を行う場合の取り扱いについては、下記のとおりとする。

記

- 1 申請1回あたりの限度台数は、事前協議における必要書類（以下、「協議書類」という。）に基づき、機器を活用して提供されるサービスの内容や、人員配置等から想定される1日あたりの利用限度人数等から必要台数を算定した上、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下、「高齢者保健福祉課」という。）において別途定めることとする。
- 2 協議書類の内、「介護ロボット導入計画（様式1）」及び「介護ロボット導入予定調査票（別添様式）」の台数欄には、本補助金が対象となった場合において導入が見込まれる最大数を記載すること。
- 3 協議書類の内、「事業所の利用定員数が分かる書類」は提出不要とする。
ただし、高齢者保健福祉課において利用定員数に準じた基準等の確認を行うため、必要に応じて他の資料を求める場合がある。

以 上